

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府宇治市六地蔵奈良町67-1				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	(株)イトヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳				
事業者の主たる業種	衣料品・住居関連品及び食料品を取り扱う総合小売業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年4月～平成23年3月				
基本方針	別途参照				
推進体制	別途参照				
	環境マネジメントシステム名称				
	適用範囲				
	取得年月日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20-22	事務所	別途参照		
温室効果ガスの排出量等	排出区分		基準年度（実績） (平成19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度（計画） (平成22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)
	A 事業所等排出区分		3,184 t	3,088 t	-3.0 %
	B 輸送車両排出区分		t	t	%
	C その他排出区分		t	t	%
	排出合計	*1	3,184 t	*2 3,088 t	-3.0 %
	目標設定の考え方	目標達成年度の営業時間や売場面積、省エネ設備の導入等、営業に直接関連する事項について今後3年間の計画が現時点では不明確な要素が多いため、削減目標は年率1%の削減、3年間で3%の原単位の削減を目指し設定しました。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	商業施設	二酸化炭素換算 総営業面積 (m ²) * 営業時間 (百万h)	50.46	48.94	-3.0 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方	* 温室効果ガスの排出量について 小売業の特性を活かした指標として「総営業面積 (m ²) * 営業時間 (百万h)」を削減の原単位として採用しております。			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度（計画）		
			取組量等		(二酸化炭素換算)
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			* 3	t
差引排出量 (排出合計 - 削減等合計)		基準年度（実績） *1 3,184 t	目標年度（計画） (*2 - *3) 3,088 t	増減率（計画） -3.0 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	2009年春より、熱帯林に関する国連の条約機関を通じて二酸化炭素の排出抑制につながる「原生熱帯林保全プログラム」を開始いたします。				
特記事項					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

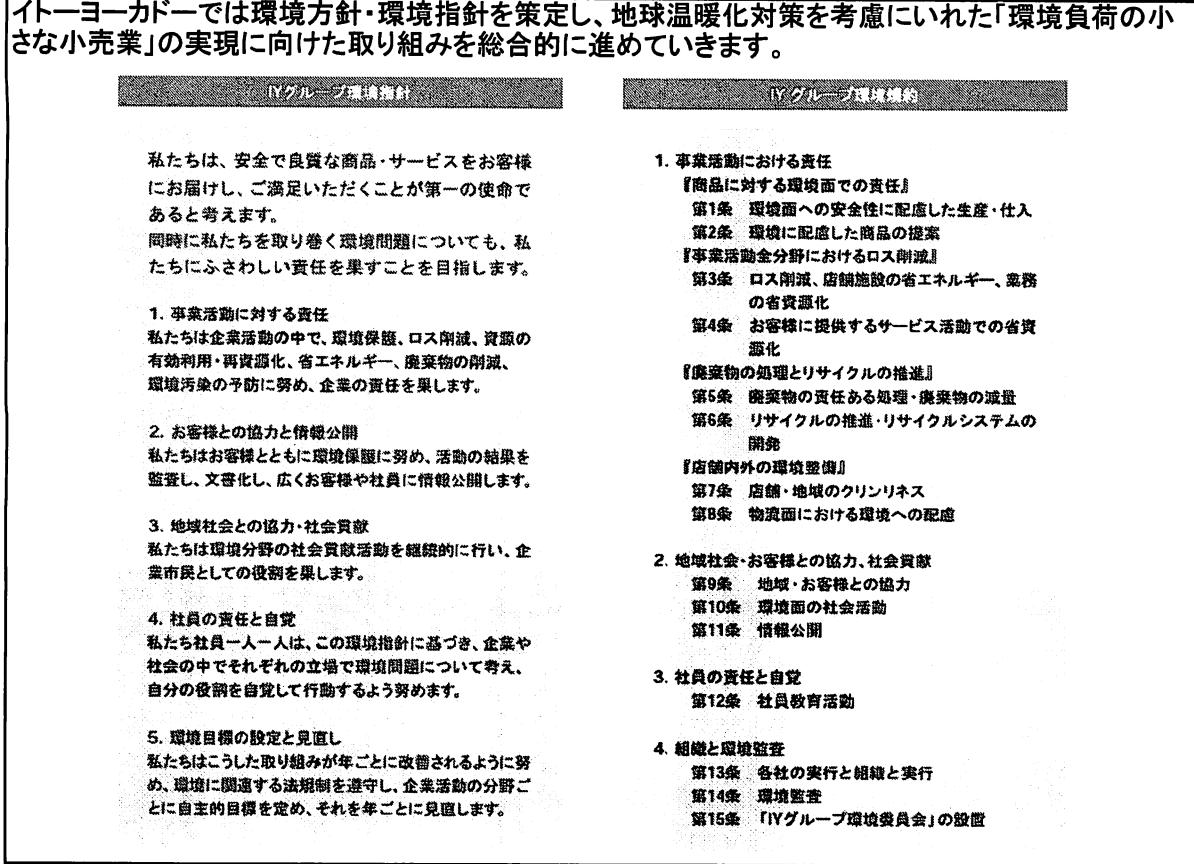
3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

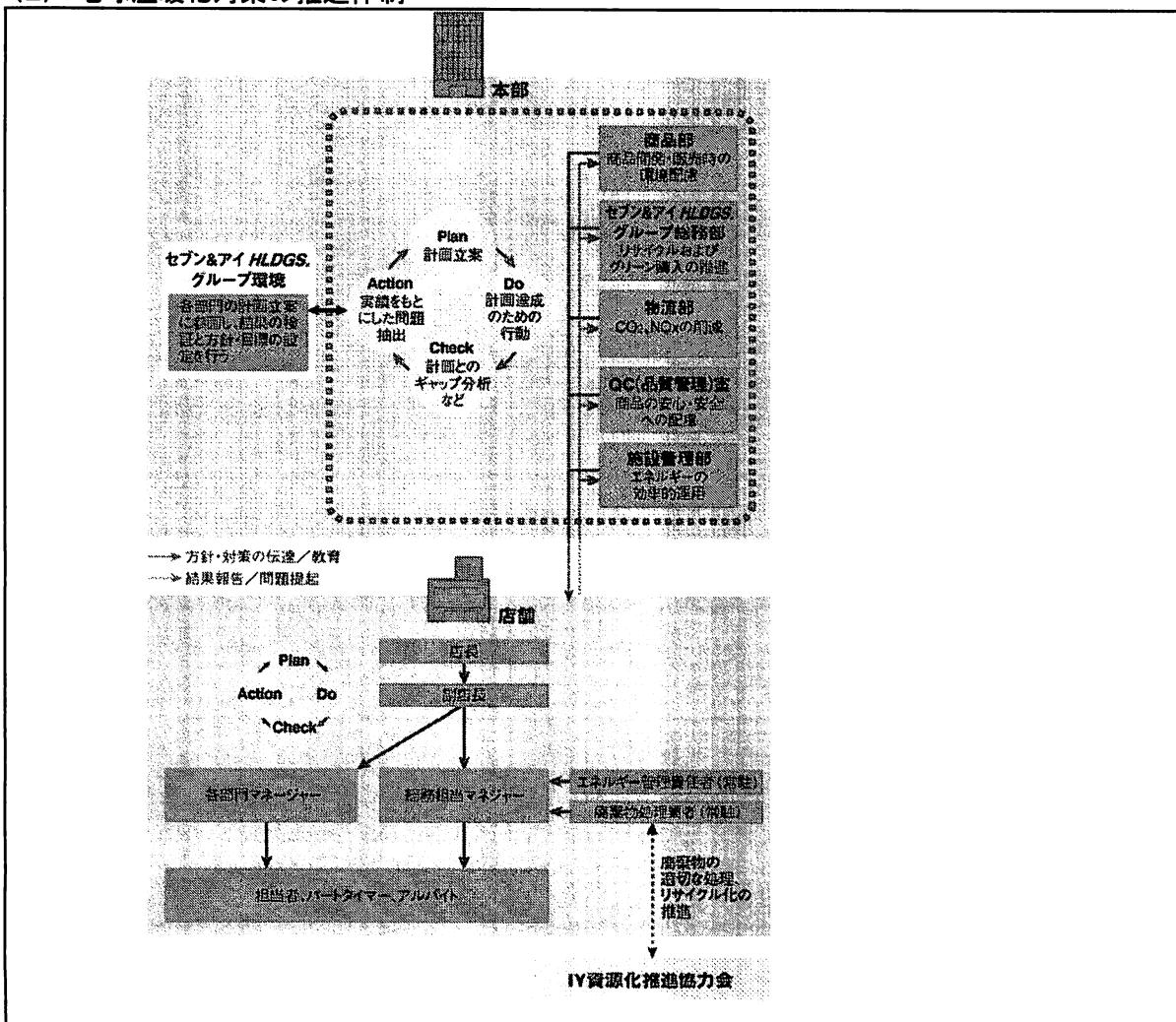
5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定プロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。

地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

イトーヨーカドーでは環境方針・環境指針を策定し、地球温暖化対策を考慮にいれた「環境負荷の小さな小売業」の実現に向けた取り組みを総合的に進めていきます。



(2) 地球温暖化対策の推進体制



補足事項①:次長に代わり、副店長が環境を担当しています。

補足事項②:衣料・住居・食品統括マネジャー職がなくなつたため、副店長の下が各部門担当マネジャーとなります。

具体的な取組の内容

次年度以降の店舗省エネ施設の導入や営業時間の延長ないしは短縮について、温室効果ガス排出量に多大に影響を与えるものについては、未確定要素が多いため公表しておりません。

現時点では、下記に記載しましたマネジメントを徹底・強化し、温暖化ガスの抑制に努めます。

(1) 店舗内の役割・責任体制の明確化

実質副店長を総責任者とし、各部門ごとに部門マネジャーが責任者となり、エネルギー管理委託取引先と連携をとり、効率的なマネジメントを徹底・強化する。

(2) 05年導入したシステムの本格運用開始

05年6月に導入した社内イントラを通して、店舗環境データを集計できるシステムを導入。テスト期間を終了し、本格導入開始。

現状より詳細でタイムリーなデータを活用し、店舗マネジメントの質的向上と店舗間の格差の改善に努める。

(3) 定期的な店内照明の保守点検

3年毎に店内照明を一斉に交換

(4) 店舗面積当たりの電気・ガス・水道の使用量の低減

- ・段階的調光、営業時間外の店舗内準備作業中は『1/3照明』
- ・パックルームでの節電
- ・売り場の空調(夏季 26°C、冬季 18°C、中間季 外気を利用した『外気冷房運転』)
- ・エレベーター、エスカレーターの開店5分前の始動、閉店されお客様が退店され次第停止
- ・パックルームのエレベーターは原則として荷物専用
- ・使用状況を把握し、トイレ・厨房等の元バルブ絞り込み
- ・厨房蛇口に節水コマを取り付け、水量を削減

(5) 廃棄物排出量の削減とリサイクル率の向上

・『ゴミの3割削減、3分別、ごみ袋3回使用』を図る『リサイクル333キャンペーン』推進徹底

(6) 環境配慮商品の販売

・環境に配慮した当社PB商品『環境獎品』の販売

(7) リサイクル資源の店頭回収の推進

・ビン、缶、トレイ、牛乳パックの店頭回収の推進

(8) レジ袋の削減

- ・エコスタンプの対象を食品の他、新たに衣料・住居関連商品にも拡大し、お客様の買物袋持参率をアップし、レジ袋の削減を図る。
(* 06年6月及び07年2月よりオリジナルショッピングトートバッグ(小)(大)の販売開始)
- ・その他キャンペーンへの参加

<平成19年度新規行為実績>

● 店内温度管理の徹底

店内温度をよりシビアに設定することで電気使用量を低減した。また、その他総排気ファンの運転時間を大幅短縮した。

以上